

まもるくん通信



交通事故ゼロ・苦情ゼロをめざして



第5回大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者交通事故削減・市民広聴対応ワーキングを、9月28日（水）に開催しました。

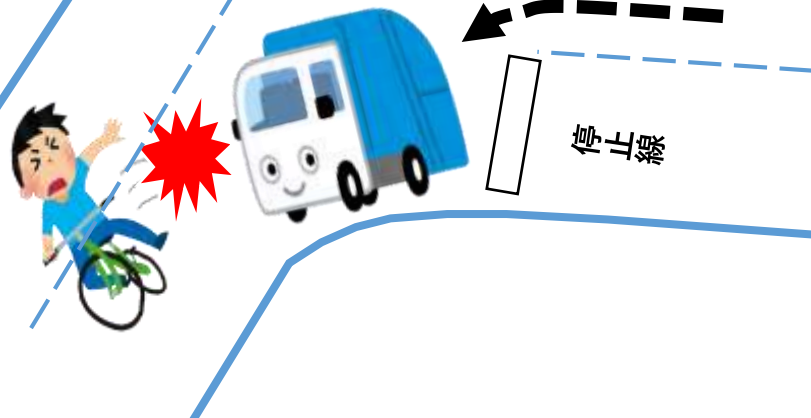
冒頭、事務局より、人事異動に伴う新しく委員となった山中智子担当係長の紹介を行いました。その後、本年度許可業者あて通知文の報告と、令和4年度4月分から8月分までの交通事故発生状況とその内容について検証を行いました。

今回、議題になったのが、令和4年7月4日（月）に発生した事故で、被害者とは直接接触していない非接触事故でした。「非接触事故」とは、自動車と人が接触しない事故を指します。別名「狼狽事故（驚愕事故）」とも呼ばれます。具体的には、危険を察知して回避行動を行った結果、転倒したり別の障害物に衝突したりすることで被害を被ってしまった場合などが該当します。

「非接触事故」 が起きたら・・・

- ①運転手は警察に事故が起こったことを必ず報告するようにしてください。
- ②被害者が大きなケガを負っているなら救急車も呼び、後続車による追突などの危険防止のために事故車両や負傷者を道路わきに移動させましょう。

当たってないのに！！
事故になるの？



過積載

大丈夫ですか？

「させない」
使用者

「しない」
運転者



無理のない作業計画をたて、過積載防止を徹底しよう！！

過積載は他人を危険にさらす悪質な**違法行為**です。

●道路交通法 第57条第1項（乗車又は積載の制限等）

車両（軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。）の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

●一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱

（許可条件の具体的内容）

第2条 許可業者は、処理施設へ搬入する際には、規則第10条に規定する搬入基準及び組合が定める受入基準に従って搬入しなければならない。

2 規則第16条第2号の規定に基づく規則第10条第4号の市長の指示は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) **最大積載量を上回る廃棄物を積載して、処理施設に搬入しないこと。**

(11)～(23) 略



高速道路の走行について

第6回ワーキングの中で高速道路での事故事例について取り上げました。高速道路では、ちょっとした不注意、ルール・マナー違反が重大事故につながることもあります。
高速道路では、特に安全確認の徹底と、ルールとマナーを守りましょう。

(1) 追越車線ばかりを走らない、左側から追い越さない

追越車線（車線が複数ある場合の一番右側の車線）は追越しのための車線なので、追越しが終わったら速やかに走行車線に戻しましょう。追越車線ばかりを走っていると、道路交通法違反となるおそれがあることに加えて、速度超過になりやすく交通事故を引き起こす原因となるほか、渋滞の原因にもなります。また、前の車を追越す際には、左側の走行車線から追い越さないでください。

(2) 安全な速度と十分な車間距離を保って走行

道路標識や電光掲示板などに注意して、周囲の状況にあった安全な速度を保ちましょう。事故の発生や気象の変化などによって、危険防止のため臨時の最高速度が指定される場合もあります。また、前の車が急停止した場合に備え十分な車間距離をとってください。目安は時速100キロでの走行時なら100メートル、時速80キロでは80メートルです。なお、路面が濡れていたり、タイヤがすり減っていたりするときは、この2倍程度の車間距離を心がけましょう。
さらに、急な割り込みやジグザグ運転、車間距離を詰めて異常に追い上げるなどの妨害運転は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為ですから絶対にやめましょう。令和2年6月30日から妨害運転は厳正な取締りの対象となり、最大で懲役3年（妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合は、最大で懲役5年）の刑に処せられ、運転免許を取り消されることとなりました。

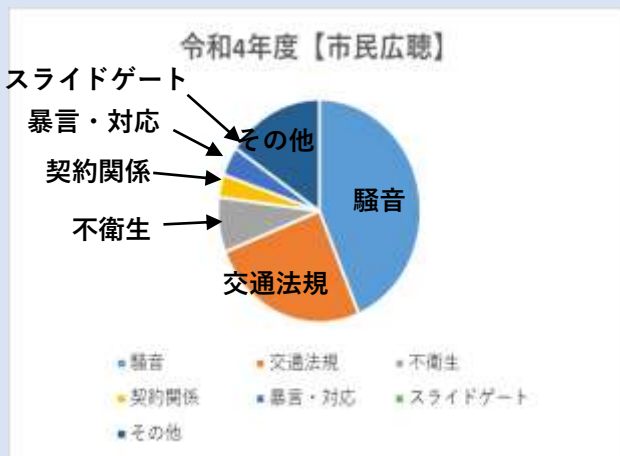
周りの車の動きなどに注意し、相手の立場について思いやりの気持ちを持って、ゆずり合いの運転をすることが大切です。

(3) 駐停車しない、路肩を走らない

故障時など止むを得ないときに十分な幅員のある路肩に駐停車する場合や料金所、警察官による命令などで停止する場合を除いては駐停車禁止です。やむを得ず駐停車する際には二次的な事故回避のためのルールを守りましょう。

路肩は自動車が行く場所ではありません。故障その他の理由によって止むを得ない場合を除き、走行や駐停車をしてはいけません。

思いやりを持って安全運転を



本年度、許可業者に対して寄せられている市民広聴の内、約3割が交通法規に関するものです。



次の交通事故削減・市民広聴対応ワーキングは令和5年6月28日、第4水曜の午前10時を予定しています。

